

# 7

## 計画の推進

### 推進体制の充実

- 庁内における各部署間の綿密な情報交換と連携強化により、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。
- 市民に対する積極的な情報提供とともに、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する民間団体、市民ネットワーク及び市民との協力の強化を推進します。
- 市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・府に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

### 計画の点検・評価に向けて

- 本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「交野市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。
- 庁内においては、各施策・事業の進捗状況を把握し、定期的に報告します。



この計画書の本編は、交野市ホームページでご覧になれます。  
 交野市ホームページアドレス:<http://www.city.katano.osaka.jp/>

## 子らの笑顔、みんなの宝“かたの”子育て応援プラン 概要版

### —交野市子ども・子育て支援事業計画—

発行：平成27年3月 編集：交野市 健やか部

〒576-0034 大阪府交野市天野が原町5-5-1  
 (TEL) 072-893-6406 (FAX) 072-892-0525

# 子らの笑顔、みんなの宝 “かたの”子育て応援プラン

## —交野市子ども・子育て支援事業計画—

### 概要版



平成27年3月  
**交野市**



# 1

## 計画策定の趣旨

### 計画策定の背景

- わが国の合計特殊出生率(1人の女性が一生の間に産む子どもの数)は、人口を維持するために必要とされる2.08を大きく下回っています。その要因として、未婚や共働き世帯の増加、また仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感などが指摘されています。
- 平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた新たな共通の給付や、認定こども園法の改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定され、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすこととなりました。
- 交野市では、「子らの笑顔、みんなの宝“かたの”子育て応援プラン ～交野市次世代育成支援行動計画～」(後期計画)を策定し、子育てに関する様々な施策を総合的に推進してきましたが、平成26年度に計画の最終年度を迎えました。

### 計画の位置づけ

- 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- 「次世代育成支援行動計画」(任意計画)と一体的に策定
- 上位計画:第4次交野市総合計画 ●関連計画:交野市学校教育ビジョン等

### 計画の期間

- 平成27年度～平成31年度の5年間

2015⇒2019

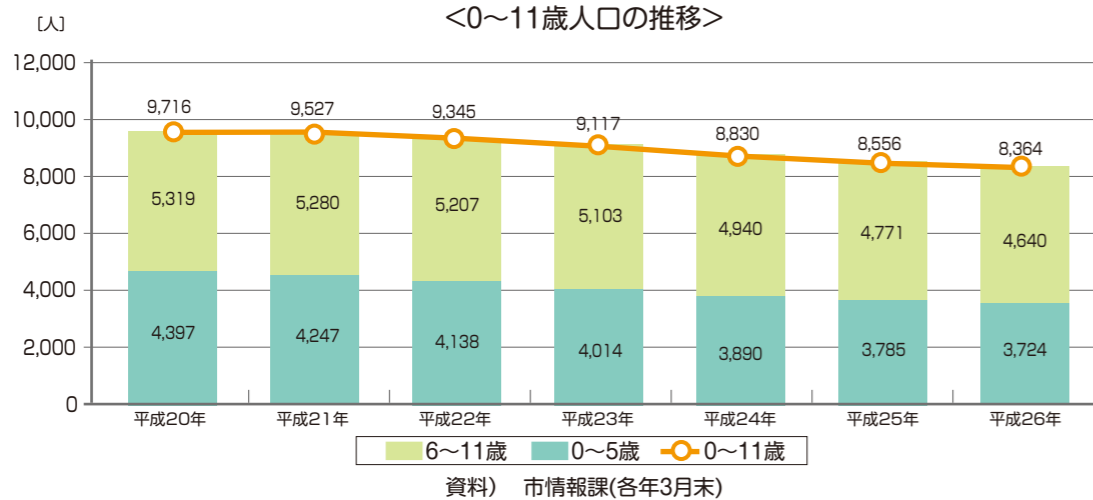
### 計画の対象

- 「交野市子ども・子育て会議」における検討
- 「子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査」実施
- パブリックコメントの実施

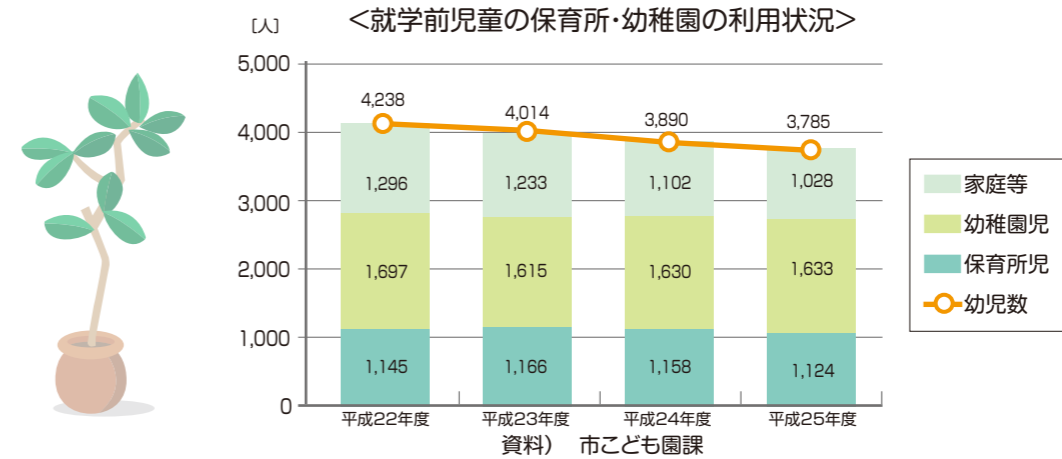
# 2

## 子ども数等の推移、保育所・幼稚園の利用状況

- 交野市の0～11歳人口の推移をみると、平成20年では0～5歳人口は4千人台、6～11歳人口は5千人台となっていました。平成26年にはそれぞれ3千人台、4千人台と減少しています



- 交野市における就学前児童の保育所・幼稚園の利用状況では、平成22年度と平成25年度を比較すると減少傾向にあります。



# 3

## 子ども・子育て支援新制度について

すべての子どもが笑顔で成長し、すべての家庭が安心して子育てできるよう支援する新しい仕組みで、主なポイントは以下の3つです。

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 地域の子ども・子育て支援の充実

### ＜新制度における給付・事業＞

#### 子ども・子育て支援給付

##### 施設型給付

- ＜給付の対象＝教育・保育施設＞
- ・幼稚園
  - ・保育所(定員20人以上)
  - ・認定こども園

##### 地域型保育給付

- ＜給付の対象＝地域型保育事業＞
- ・小規模保育(定員6～19人)
  - ・家庭的保育(定員5人以下)
  - ・居宅訪問型保育
  - ・事業所内保育

#### 地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業【新規】
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査事業
- ④こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)
- ⑤養育支援訪問事業、子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)
- ⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- ⑧一時預かり事業
- ⑨時間外保育事業(延長保育事業)
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付事業【新規】
- ⑬多様な主体の新制度に参入することを促進するための事業【新規】



# 4

## 計画の体系

【子らの笑顔、みんなの宝 “かたの” 子育て応援プラン  
～交野市次世代育成支援行動計画（後期計画）～ を引き継いだ施策展開】

☆子どもたち自身の“子育て”の視点 ☆子育てをする人・家庭の“子育て”視点 ☆地域の“和”の視点

基本理念

基本目標

基本施策

子どもいっぱい  
子育て 元気な “かたの”  
子育て 地域の和

### 1.すべての子育て家庭を支えるまちづくり



- (1) 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援
- (2) 多様なニーズに応じた保育サービスの充実
- (3) 人権教育及び児童虐待問題対応の充実
- (4) 障がいのある子ども（支援の必要な子ども）のライフステージに応じたきめ細やかな支援・保育・教育の推進
- (5) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (6) 男女共同参画・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

### 2.子どもの育ちを支えるまちづくり



- (1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の推進
- (2) 学校教育の推進
- (3) 乳幼児とふれあう機会や子育てを学ぶ機会の充実
- (4) 思春期保健対策の充実
- (5) 「食育」の推進
- (6) 子どもの成長を見守る体制づくり
- (7) スポーツ・文化・レクリエーションの充実

### 3.地域ぐるみの子育て・子育て支援が豊かなまちづくり

- (1) 地域における子育て支援ネットワークの充実
- (2) 子育て相談支援及び子育て情報提供の充実
- (3) 地域における子育て支援の充実
- (4) 地域環境を活かした多様な活動の推進
- (5) 子どもの居場所づくり
- (6) 安心・安全に子育てできる生活環境の推進

# 5

## 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

### 1.教育・保育施設及び地域型保育事業

- 幼児期の学校教育や保育の必要性のある子どもへの保育については、これまで幼稚園と保育所の2施設が多く利用されてきました。
- 新制度では、幼稚園と保育所に加え、両施設の良さを合わせ持つ認定こども園の普及が望まれています。また、少人数の子どもを保育する事業が創設され、共働き家庭等への子育て支援を充実するため、身近な保育の場の確保が必要となります。

#### ①教育・保育施設

新制度では、幼稚園、認可保育所、認定こども園が教育・保育施設となります。待機児童の解消に向け、認定こども園の普及が望まれます。

#### ②地域型保育事業

新制度では、定員が19人以下の保育事業は市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類があります。

### 2.保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども（保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 地域型保育事業

#### 教育・保育提供区域について

- 幼児期の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

#### 区域設定の考え方

- 区域内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子ども数と教育・保育施設数及び定員等のバランスなどを考慮し、中学校区を基本単位に区域を設定します。

#### 交野市の教育・保育提供区域

- 本市では教育・保育提供区域を、「一・二中学校区」と「三・四中学校区」の2区域に設定します。また、市全体を1区域として推進することが適切な事業（地域子ども・子育て支援事業）については、市全体を提供区域として設定します。



単位:人

①提供区域:「一・二中学校区」

区分	平成27年度				平成31年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	
	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり		
①量の見込み	477	406	49	235	423	359	47	220	
②確保の方策	特定教育・保育施設	60	385	41	196	200	415	61	243
	新制度に移行しない幼稚園	480	-	-	-	340	-	-	-
	特定地域型保育事業	-	-	3	9	-	-	3	9
	計	540	385	44	205	540	415	64	252
差(②-①)	63	-21	-5	-30	117	56	17	32	

〈3号認定の保育利用率〉

単位:人

	平成27年度	平成31年度
①0~2歳児の利用定員数	249	316
②0~2歳の児童数(一・二中学校区)	809	763
保育利用率(①/②×100)	30.8%	41.4%

②提供区域:「三・四中学校区」

単位:人

区分	平成27年度				平成31年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	
	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり		
①量の見込み	496	422	50	239	440	374	48	223	
②確保の方策	特定教育・保育施設	122	326	39	169	471	364	39	169
	新制度に移行しない幼稚園	823	-	-	-	406	-	-	-
	特定地域型保育事業	-	-	12	22	-	-	12	22
	計	945	326	51	191	877	364	51	191
差(②-①)	449	-96	1	-48	437	-10	3	-32	

〈3号認定の保育利用率〉

単位:人

	平成27年度	平成31年度
①0~2歳児の利用定員数	242	242
②0~2歳の児童数(三・四中学校区)	854	806
保育利用率(①/②×100)	28.3%	30.0%

※特定教育・保育施設:施設型給付を受ける認定こども園、保育所、幼稚園  
 特定地域型保育事業:地域型保育給付を受ける小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

6

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保量(抜粋)

事業名	単位		平成27年度	平成31年度	
利用者支援事業	か所数	量の見込み	2	2	
		確保量	0	2	
地域子育て支援拠点事業	延べ人数	量の見込み	12,460	11,625	
		確保量	13,000	13,000	
妊婦健康診査事業	延べ回数	量の見込み	7,252	6,986	
		確保量	7,252	6,986	
こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)	実人数	量の見込み	518	498	
		確保量	518	498	
養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	実人数	量の見込み	5	5	
		確保量	5	5	
子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)	延べ日数	量の見込み	12	12	
		確保量	12	12	
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	就学前児童	量の見込み	2,225	2,125	
		確保量	2,225	2,125	
	小学校児童	量の見込み	1,300	1,300	
		確保量	1,300	1,300	
一時預かり事業	1号認定による定期的利用(幼稚園における在園児を対象とした預かり保育)	量の見込み	973	863	
		確保量	973	863	
	2号認定による定期的利用	量の見込み	30,000	26,100	
		確保量	30,000	26,100	
その他の一時預かり		延べ人数	量の見込み	13,651	12,472
			確保量	13,200	13,200
時間外保育事業(延長保育事業)	延べ人数	量の見込み	710	613	
		確保量	710	613	
病児・病後児保育事業	延べ人数	量の見込み	725	625	
		確保量	600	1,200	
放課後児童健全育成事業	実人数	量の見込み	721	642	
		確保量	810	810	

【上記、地域子ども・子育て支援事業のほか、国の審議状況を踏まえ検討する事業】  
 ※実費徴収に係る補足給付を行う事業  
 ※多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業